

ふくやま国際交流協会ボランティア制度実施要領

1 目的

ふくやま国際交流協会(以下「協会」という。)は、国際交流事業にボランティアとして参加する環境を整備することにより、地域の国際化を図るとともに、国際理解の増進に寄与することを目的とする。

2 ボランティアの種類

ボランティアの種類は次のとおりとする。

- (1)ホームステイ 外国籍の人を自宅に宿泊させて、日本の文化や家庭生活を体験する機会を提供する。
- (2)ホームビジット 宿泊を伴わず、外国籍の人を自宅に招き日本の文化や家庭生活を体験する機会を提供する。
- (3)通訳
- (4)翻訳
- (5)観光ガイド 外国人観光客などの観光ガイドにおいて協力する。
- (6)イベントアシスタント イベントにスタッフとして参加する。
- (7)文化紹介 外国からの訪問者に対する日本の伝統文化の紹介等において協力する。
また、外国籍住民は自国の伝統文化の紹介等において協力する。
- (8)日本語学習支援 外国籍住民に日本語学習の支援をする。

3 ボランティアの登録対象

ボランティアとして登録できる対象は次のとおりとする。

- (1)前項の種類において、無償で活動し、国際理解を深めることに熱意を持つ者。
- (2)ホームステイの登録は、家族全員の同意とともに、ビジターに1部屋提供できる者。

4 登録申込方法

ボランティアの登録申込は次のとおりとする。

- (1)ボランティアの登録希望者は、所定の申込書により協会へ申込みこと。
- (2)申込書の記入事項に変更が生じた場合は、速やかに協会へ連絡すること。

5 登録

協会会長が申込書を審査し、ボランティア登録者(以下「登録者」という。)を決定し、当該申込者に通知するとともに、登録名簿に登録する。

6 登録抹消

協会会長は、申込書に虚偽があったとき、登録者本人からの登録取り消しの申し出があったとき、又は、協会が登録者として不適格と認める事実が発生したときは、当該登録を抹消する。

7 活動に要する経費

ボランティア活動を行う際の経費（交通費を含む。）は、原則ボランティアの自己負担とする。ただし、ボランティアがサービスの提供を受ける者から当該活動に要する経費の全部又は一部を受領することを妨げるものではない。

8 活動報告書

登録者は、協会の求めがあった場合、活動報告書を作成し提出する。

9 ホームステイ、ホームビジットの対象者

身元保証のできる受入れ機関、団体等の紹介がある外国籍住民に限る。

10 登録者への協力依頼及び紹介

協会主催行事等においてボランティアの協力を必要とするとき、又は、他の団体から協会に対し、ボランティアの協力依頼があったときは、登録者名簿からボランティアを選定し、紹介・依頼するものとする。なお、後者の場合、協会は紹介のみを行い、ボランティアの詳細な活動については、ボランティアの依頼者と登録者の合意によって行う。なお、ボランティアの依頼ができる団体等は、営利を目的としない国際交流事業の主催者とし、紹介は、協会会長が適当と認めた場合にのみ行う。

11 免責等

ボランティア活動の依頼者は、万一事故が生じたときは、ボランティアと誠意をもって解決にあたらなければならない。なお、これによる事故の発生について協会はいっさいの責任を負わない。

また、緊急あるいは不測の事態でボランティア活動ができなくなった場合においても、協会はその責任を負わない。

12 適用日

この要領は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

ふくやま国際交流協会

日本語学習支援（日本語ワンペアレッスン） ボランティア実施要領

目的

ふくやま国際交流協会（以下「協会」という。）は、福山市周辺に在住し、生活のための基礎の日本語を学びたい外国人市民（以下「学習者」という。）に対し、協会のボランティアが日本語学習を支援するとともに、外国人市民との交流を深め相互理解を図ることを目的として、必要な事項を定める。

内容

ボランティアを希望する者は、所定の登録申込書に必要事項を記入し、協会へ提出するものとする。資格・経験・語学能力などは問わないが、有資格者・経験者・言語能力の高いボランティア、または協会会員を優先しペアリングする場合がある。

協会は、ボランティア及び学習者双方の条件を検討し、合致した場合には順次紹介を行う。最初の顔合わせ場所は協会事務局とし、原則として事務局の勤務時間内に実施する。ただし、就労等の事情により事務局の勤務時間内での設定が困難な場合には、双方の同意のもと、提出済みの登録申込書を相手方へ送り、当事者同士が都合のつく日時に責任をもって実施するものとする。

なお、協会は当事者間で行われる活動について、一切の責任を負わないものとする。

活動内容

- (1) 活動時間： 週1回、1時間までを原則とする。
ただし、双方の都合により月2回程度での実施も可能とする。
- (2) 活動期間： 初回のレッスンから6か月までとし、双方の同意がある場合に限り1回のみ延長を認める。（合計1年間まで）
ただし、学習者が過去に活動歴のある場合など、延長を認めないことがある。
- (3) 活動場所： 原則として、まなびの館ローズコム4階「国際サロン」とする。
ただし、当事者同士の協議により、その他の公共施設を利用することもできる。
※ボランティアおよび学習者の自宅での活動は禁止とする。
- (4) 活動形式： 原則として、1対1で学習を行う。
学習者の希望により、同僚や家族と学習する場合には1対2になることもある。

学習教材

学習者の日本語レベルおよび学習目的に合った、協会が提供する教材を使用するものとする。

費用等の負担

活動場所までの交通費等が発生した場合は、自己負担とする。

禁止事項

学習者およびボランティアは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- ・ 政治的な活動
- ・ 宗教的な活動
- ・ 物販および営業活動
- ・ 金銭の貸し借り、外貨両替等
- ・ 個人情報の漏洩につながる発言や行動
- ・ 相手を不愉快にさせる発言や行動
- ・ その他不適切と認められる発言や行動

留意事項

- (1) 学習活動開始後、お互いの事情またはいずれか一方の事情により継続が困難となった場合は、すみやかに協会へ申し出ること。
- (2) 所定の期間内に、活動報告書を提出すること。
- (3) 日本語支援のための事業であり、外国語を学ぶことを目的とする事業ではない。外国語を通じて支援を行う場合があるものの、あくまで支援は日本語学習や生活支援を目的としており、外国語の学習自体を目的とした利用は認められない。